

新型コロナワクチン予防接種 説明書

《新型コロナウイルスとは》

新型コロナウイルス感染症は、令和元年（2019年）以降、世界的な大流行となり、その後も国内の感染者数は増減を繰り返しています。感染経路は、ヒトからヒトへ咳や飛沫を介して伝播し、特に、換気の悪い場所や多くの人が集まる混雑した場所などで感染拡大が確認されています。

感染すると、高齢者や心臓・じん臓・呼吸器等に基礎疾患を前もって患っていた人では、重症の肺炎を引き起こすことが多く、高熱、下痢、味覚障がい等、様々な症状が見られます。

《新型コロナウイルスの予防》

新型コロナウイルス感染症の感染予防には、「換気」「手洗い・手指消毒」などの基本的な感染対策が有効です。

特に、高齢者が感染すると重症化リスクが高まります。通院や高齢者施設を訪問する時などは、感染予防として「マスクの着用」が効果的です。帰省等で高齢の方と会う場合、大人数で集まる場合は、感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。

また、予防接種を受けることで、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する効果が報告されています。

《予防接種を受ける時期》

予防接種を受けてから新型コロナウイルスに対する抵抗力がつくまでに1～2週間程度かかり、その重症化予防効果は約1年以上、一定程度持続するとされています。新型コロナウイルス感染症は、年に複数回の感染拡大がみられますが、特に年末年始に流行する傾向が見られることから、11月～12月上旬までに接種を受けておくことが有効です。

なお、公費負担（一部自己負担あり）で予防接種ができる期間は、毎年10月1日～翌年3月末までです。

《定期予防接種の対象者》

宇都宮市に住民登録のある

- ① 65歳以上の市民
- ② 60歳以上65歳未満で、「心臓、じん臓、呼吸器の機能」又は「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能」に障がいをもつ市民（身体障がい者手帳1級程度）

《定期予防接種の費用》

- ・ 自己負担額2,000円で接種可能です。
- ・ 定期予防接種の対象者のうち、市民税非課税世帯、生活保護被保護者、中国残留邦人の認定を受けている方は、接種費用が免除となります。ただし、予防接種を受ける前に、あらかじめ免除申請書を提出する必要があります。免除申請は、保健予防課、保健と福祉のまると相談窓口（市役所1階）、各地区市民センター、各出張所で受け付けています。

※ 新型コロナワクチン接種は、法律上の接種義務はありません。ご本人が接種を希望される場合に限り接種を行います。

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ・ 接種後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ・ 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、注意しましょう。
- ・ 入浴は差し支えありませんが、体調が悪い時は無理をせず、様子を見るようにしてください。
- ・ 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

《新型コロナワクチンの種類》

- ・ 令和6年度の定期予防接種に使用する新型コロナワクチンは、ファイザー社、モデルナ社、第一三共社の3社が製造・販売する「mRNAワクチン」、武田薬品社が製造・販売する「組み換えタンパクワクチン」に加え、令和6年度から、Meiji Seika ファルマ社が製造・販売する「レプリコンワクチン」が新たに追加される予定です。
- ・ 接種に使用するワクチンの種類は、医療機関に直接ご確認ください。

ワクチンの種類	mRNAワクチン	組み換えタンパクワクチン	レプリコンワクチン
免疫ができる仕組み	ウイルスのタンパク質をつくるもとになる遺伝情報(mRNA)を注射します。体内で産生されるウイルスのタンパク質に対し抗体などが体内で作られることにより免疫ができます。	不活化ワクチン的一种であり、B型肝炎ウイルスワクチンなどでの使用実績があります。ウイルスの遺伝情報をもとに作られた、組み換えタンパク質を注射することで抗体が作られます。	接種した新型コロナウイルスの遺伝情報(mRNA)が体内で複製され、産生されるウイルスのタンパク質に対し、抗体などが作られることにより免疫ができます。

《副反応と予防接種健康被害救済制度》

- ・ 新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。また、稀な頻度でアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)が発生したことが報告されています。その他、頻度としてはごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されております。
- ・ 万が一、新型コロナワクチンの予防接種による重篤な健康被害が発生し、被害者からの健康被害救済に関する請求について、厚生労働省が因果関係を認定した場合、国の定める医療費・医療手当等の給付を受けることができます。
- ・ 予防接種を受けた後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの重篤な症状があった場合、かかりつけ等の病院で応急処置を受けた後、宇都宮市保健所保健予防課に御連絡ください。

【市ホームページ・お問い合わせ】

予防接種制度
について ▶



ワクチンの
効果と副反応 ▶



予防接種健康被害
救済制度 ▶



予防接種制度に関するお問い合わせ

028-626-1114

接種後の副反応や予防接種健康被害救済制度に関するお問い合わせ

028-626-1134